

(平成22年7月7日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認函館地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 2 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の船舶所有者A（現在は、B社）における資格取得日を昭和42年12月1日に、資格喪失日を43年1月9日とし、申立期間の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年12月1日から43年1月9日まで

私は船員手帳を保管しており、船舶所有者A氏が所有するC丸に昭和42年11月28日から43年1月8日までの期間について雇入れされたことが記載されているが、この期間について船員保険の被保険者記録が無いことが分かった。

船員の補充で甲板員として雇入れされて、底引き網漁に従事した。雇入れと同時に乗船したか覚えていないが、昭和42年12月1日以降は間違いなく乗船していたので、申立期間について船員保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する船員手帳により確認できる雇入れ期間及び同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間において、船舶所有者Aに雇い入れられ、C丸において甲板員として勤務していたことが認められる。

また、申立期間当時から当該事業所に在籍している職員は、「当時、当社が所有していた船舶は2隻だった。毎年、10月末から近海に出漁するが、乗組員数は1隻当たり18人から20人くらいだった。底引き網漁の乗組員については必ず船員保険に加入させていた。」と供述しているところ、船員保険被保険者名簿で確認できる申立期間当時の被保険者数は39人から40人であり、当該職員の供述とほぼ一致することから判断すると、当時、当該船舶所

有者は、ほぼすべての乗組員を船員保険に加入させていたものと考えられる。

さらに、B社に照会したところ、「当時の資料は残っていないが、当社が所有する船舶の乗組員について、現在は、雇入れと同日に船員保険に加入させている。雇用形態に関係なく、全員を船員保険に加入させている。」と回答している。

加えて、前述の職員は「25日以降に雇い入れた乗組員については、翌月から船員保険被保険者の資格を取得する取扱いだったと思う。」と供述しているところ、当該船舶所有者に係る船員保険被保険者名簿において申立期間に被保険者記録が確認でき、船員手帳を所持している同僚3人について、25日前に雇入れされた二人は、雇入れと同月に船員保険被保険者の資格を取得しており、25日以降に雇入れされた一人は、雇入れの翌月に船員保険被保険者の資格を取得していることが確認できる。

これらのことから判断すると、申立人は、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同様の職種（甲板員）であり、申立人の雇入れとほぼ同時期に船員保険被保険者の資格を取得している同僚6人の船員保険被保険者名簿の記録から、4万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は納付したとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無く、船舶所有者Aに係る船員保険被保険者名簿において、申立期間中に整理番号の欠番は無いことから、申立人の申立期間に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたことは考え難い上、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出され、その後被保険者資格の喪失届も提出されているとすれば、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行っておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和42年12月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年4月18日から20年8月16日まで

10年ぐらい前に、当時の同僚が、自身に厚生年金保険が掛かっていたことを知り、一緒に働いた私の記録も確認するように勧めてくれたため、社会保険事務所（当時）で記録を確認したが脱退手当金を支給されているとのことであった。

申立期間に係る脱退手当金は、昭和21年7月29日に支給されているとの回答であったが、申立期間当時は15歳ぐらいで厚生年金保険がどのようなものかも知らず、脱退手当金を受給するはずはないので、被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約11か月後の昭和21年7月29日に支給決定されたこととされているが、申立てに係る事業所における資格取得に際し、厚生年金保険被保険者台帳記号番号索引票で申立人の前後に記号番号が払い出されていることが確認できる294人のうち、オンライン記録で被保険者記録が確認でき、申立人とほぼ同時期に資格喪失しており脱退手当金の受給要件を満たす65人について脱退手当金の支給状況を確認したところ、支給記録があるのは8人のみである上、当時の社員は「申立人のような幼年工は、終戦で全員解雇となって、すぐに自宅に帰さなければならず、書類や退職金など渡すどころではなかった。軍需工場であったので、終戦に伴い会社の書類はすべて焼却するよう命令されて焼却した。」と供述しており、申立人の厚生年金保険被保険者台帳にも「当該事業所20年8月書類焼失」との記載が確認できることを踏まえる

と、事業主が申立人の委任に基づき代理請求したとは考え難い。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、当該事業所における資格喪失日が記載されていないことから被保険者期間が確認できないほか、同台帳には、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿が昭和 20 年 11 月に焼失した旨の記載、及び前述のとおり当該事業所の書類が同年 8 月に焼失した旨の記載が確認できることから、申立人について、21 年 7 月 29 日に脱退手当金の支給を決定するに当たり、被保険者記録の確認を適切に行い得たとは考えにくい上、申立期間の脱退手当金として支給されたとする額は法定支給額と大幅に相違しており、その原因は不明である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 7 月から 59 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 7 月から 59 年 12 月まで
20 歳のころは、今のように国民年金の加入にうるさくなかったので加入していなかった。

年金を支払い始めたきっかけは、社会保険事務所（当時）から送付されてきた通知で、期限が迫っているので納付してくださいという内容のものだった。20 数万円とか 10 数万円とかまとまった金額だったと記憶している。期限までに納付しなければ年金が満額もらえないと説明を受けたので、お金を集めて支払った。時期ははっきりとは思い出せないが、昭和 58 年ごろのことだと思う。その時、期限に余裕があるものは現年度の分と並行して納付していたと記憶している。

最初の通知とは別に社会保険事務所から送付された昭和 59 年度と 60 年度の「国民年金保険料についての「お知らせ」」を所持しており、昭和 58 年に納付したのでこのお知らせが届いたのではないかと思う。

第3 委員会の判断の理由

申立人は昭和 58 年ごろに国民年金保険料をまとめて納付したと供述しているが、当該時期を含む申立期間中に申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

また、申立人が現在所持している国民年金手帳の記号番号が払い出された時期は、申立人の前後に払い出された国民年金手帳記号番号の加入状況等からみて、昭和 62 年 3 月ごろと推認できることから、払出時点で申立期間はすべて時効により保険料納付できない期間である上、申立人の国民年金保険料は、払出時点で納付可能な 60 年 1 月分までさかのぼって納付されていることが確認できる。

これらのことから、申立人の所持している「国民年金保険料についての

「お知らせ」は、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された後に、過年度納付可能であった昭和 60 年 1 月から 61 年 3 月までの期間について発行されたものであったと考えられ、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 10 月 30 日から 37 年 11 月 15 日まで
ねんきん特別便を確認したところ、A社に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日が昭和 35 年 10 月 30 日と記載されていたが、次の勤務先であるB社に勤務する前日の 37 年 11 月 14 日までの期間においてA社に勤務しており、勤務期間中は厚生年金保険料が給与から控除されていたと思うので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

適用事業所名簿によると、A社は昭和 36 年 9 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立期間当時の事業主は所在が不明であることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除についての供述を得ることができない。

また、同僚のうちの一人は、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により昭和 35 年 12 月 3 日に資格取得したことが確認できる者について、「申立人がA社を退社した後に、申立人の後任として入社した者である。」と供述しており、別の同僚は、「36 年 1 月に行われた新年会に申立人はいなかった。」と供述していることから、申立人の申立期間における勤務実態を確認することができない。

さらに、申立人の次の勤務先であるB社を申立人に紹介したとされる同僚は、「私がA社の次に勤務した会社の燃料部門がB社として独立したのが昭和 35 年 10 月ごろだったと思う。このころに、申立人にB社を紹介した。」と供述しており、37 年 4 月にB社に入社したとする同僚は、「私が入社する 1 年又は 2 年前から申立人はB社に勤務していた。」と供述している。

加えて、申立人は、「私がA社を退社したのは、私にB社を紹介してくれた

同僚が退社した約1年後だった。」と供述しているところ、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で確認できる当該同僚の厚生年金保険被保険者資格の喪失日は昭和34年10月20日であり、申立人が退社したとする日は、前述の被保険者名簿における申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日とほぼ一致している。

また、申立人は厚生年金保険料の控除に関する具体的な記憶が無い上、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。